

土地改良区に係る運営及び検査について

パート12

千葉県農林水産部 耕地課
団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

1 土地改良法改正について

土地改良法の一部改正(令和4年4月1日公布)に伴い、土地改良区が、一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更できる仕組みが創設されることになりました(当該項目は公布日から1年6月以内に施行)。

国会審議の中で、「組織変更後の法人が小規模な基盤整備あるいは施設の整備、補修を行う場合には、国の補助事業を活用することが可能」と答弁(農林振興局長)しているので今後注目しましょう。

2 土地改良区会計上の「土地」について

「施設」については、資産評価で確認されたことと思います。しかし、「土地」については、台帳類から漏れている可能性があります。所有する財産を確認し、台帳等を整備して貸借対照表を作成しましょう。なお、非課税分を含む所有土地は、市町村の固定資産課税台帳(名寄帳)で確認することができます(公益目的による手数料の減免の適用は、市町村の判断によります)。

会 計 基 準		財務諸表等作成要領
貸借対照表(別表第1)	会計細則例補助簿(備考)	
基本財産 山林、宅地及びその従物	固定資産台帳	p.21(開始貸借対照表の例示) 事務所用敷地として寄付を受けていた山林、宅地及び従物
特定資産 土地改良施設用地等 (土地改良区が所有する土地改良施設の用地、地上権及び借地権等の取得価額)	土地改良施設台帳 14 土地改良施設台帳は、施設名、造成した事業名、造成主体、施設の種類の、所在、構造、規模、数量、取得価額、取得年度、耐用年数、事業区分、管理区分、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。 様式23「1 土地及び権利の部」 注「整理番号は、工作物の整理番号との関連番号とすることが望ましい。」	p.130 土地改良施設用地等とは、土地改良区が所有する土地改良施設の用地、地上権及び借地権等をいう。 土地改良施設用地等は、原則として1筆単位で取得価額を基礎として土地改良施設台帳に記載することとしているが、造成から長い年月を経ている土地改良施設等で取得価額が不明な土地等も多くあり得ることから、土地改良区会計基準適用以前から保有している土地改良施設用地等は1筆単位で備忘価額1円を付して計上することや、記載単位を〇〇用水路敷地一式や、〇〇排水機場敷地とすることも許可する。 なお、土地改良施設台帳に搭載されていない土地改良施設用地等が調査によって判明した場合には、土地改良施設用地等の増加として、過年度修正で処理する。
その他固定資産 土地 (土地改良施設用地等以外の土地改良区が所有する土地(地上権、借地権等も含む。))	15 固定資産台帳は、 土地改良施設台帳に登記されない土地 、建物、機械等について取得価額、取得年度、耐用年数、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。	p.220 5 その他固定資産 (1) 土地 土地とは、土地改良区が所有する土地改良施設用地等以外の事務所等の敷地等をいい、地上権、借地権等も含む。

※固定資産につきましては、「水土里ネットちば」2021年冬号No.329も参照(特に基本財産)

3 検査の現場から

「農地法等の改正に伴い、引用している条文に条ずれが生じている。」という検査指摘が多く見られます。今一度皆様のお手元の規約・規程を確かめましょう。改正作業の際は、最新の農地法等の条文を農業事務所にお問い合わせください(規約例全体は県ホームページ「千葉県 土地改良区諸規程類」で検索)。

規約例	指摘を受けた A土地改良区規約
(農地転用等に伴う処理) 第68条 この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が、〇ha未満のときは理事長、〇ha以上〇ha未満のときは理事会、〇ha以上のときは総代会で決する。	(農地転用等に伴う処理) 第58条 この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第26条第6項又は第57条の2第2項第3号の規定による意見は、転用団地の面積が1000㎡未満のときは理事長、1000㎡以上3000㎡未満の時は理事会、3000㎡以上のときは総代会で決する。

※A土地改良区の規約は、規約例のうち該当しない条文は割愛している。

地区除外等処理規程例	指摘を受けた A土地改良区地区除外処理規程
(農地転用等の通知) 第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文若しくは同法第5条第1項本文の規定による許可(以下「転用許可」という。)の申請又は同法第4条第1項第8号若しくは同法第5条第1項第7号の規定による届出(以下「転用届出」という。)が行われる場合には、(以下略) (第3条 略) (意見書の交付等) 第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。	(農地転用等の通知) 第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文若しくは同法第5条第1項本文の規定による許可(以下「転用許可」という。)の申請又は同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の規定による届出(以下「転用届出」という。)が行われる場合には、(以下略) (第3条 略) (意見書の交付等) 第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式(第2号)により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第26条第6号又は第48条第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

4 会計基準(会計細則例)の改正について

令和3年12月20日付けで同基準が改正され、単式簿記を継続する場合の詳細が国から示されました。

一定の要件を満たすとして土地改良区運営基盤強化協議会が選定した土地改良区については、当分の間、単式簿記を継続することができるようになります。

改正文は県ホームページにも掲載しています。

土地改良区検査について

土地改良区検査は、土地改良法第132条第1項の規定により、『千葉県土地改良区に係る新検査方針』『土地改良区等検査実施要綱・実施要領』に基づき、日本公認会計士協会千葉会の協力のもと行っております。御多忙のところ恐縮ですが、皆様御協力をお願いします。

土地改良区に係る運営及び検査について

パート12

働き方改革編

千葉県農林水産部 耕地課
団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

以前、とある土地改良区の職員から、「『産休を取ったら、解雇する』と(当時の理事長に)言われたことがある。」という話を耳にしたことがあります。そのようなことがないようにしましょう。

「働きながらお母さんになるあなたへ」(厚生労働省千葉労働局ホームページを加工して作成)

(https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/roudoukyoku/gyomu_naiyou/kintou/kintou3.html)

【妊娠がわかったら】

■健康診査を受けましょう

妊娠すると、あなた自身やお腹の中の赤ちゃんの健康のため、定期的に健康診査等を受ける必要があります。健康診査等を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう。(有給か無給かは会社の定めによります。)

- 妊娠23週まで 4週間に1回
- 妊娠24週から35週まで 2週間に1回
- 妊娠36週以降出産まで 1週間に1回

男女雇用機会均等法では、事業主に健康診査のために必要な時間の確保を義務づけています。(男女雇用機会均等法第12条)



■主治医の指導を受けましょう

主治医から、妊娠中の通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなど症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。

指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、主治医に「母性健康管理指導事項連絡カード」に記入してもらい、会社に伝えることも効果的です。

男女雇用機会均等法では、事業主に、健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするために、必要な措置を講じることを義務づけています。(男女雇用機会均等法第13条)

【妊娠中の職場生活】

■時間外、休日労働、深夜業の制限

妊産婦は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求できます。(労働基準法第66条)

■軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。(労働基準法第65条)

■危険有害業務の就業制限

妊産婦については、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所での業務等、妊娠・出産等に有害な業務につかせることはできないことになっています。(労働基準法第64条の3)

■妊娠・出産等を理由とする解雇や不利益取扱いの禁止

妊娠や出産を理由とする解雇は禁止されています。形の上では勧奨退職であっても、「本当は辞めたくなかったのに、辞めざるを得ないように退職を強要され、やむを得ず応じた」というような場合は「解雇」に含まれます。

男女雇用機会均等法では、事業主は女性労働者が妊娠、出産、産前・産後休業を取得したことを理由として解雇してはならないと定めています。また、妊娠・出産等を理由として正社員をパートタイム労働者にするような不利益取扱いもしてはなりません。(男女雇用機会均等法第9条)

【産前・産後休業を取るときは】

■産前・産後休業

- ◆産前休業 出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間前)から、請求すれば取得できます。(労働基準法第65条)
- ◆産後休業 出産の翌日から8週間は、就業することができません。ただし、産後6週間経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。(労働基準法第65条)

■解雇制限

産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。(労働基準法第19条)

【育児休業を取るときは】(育児・介護休業法第5条・第6条・第9条)

■育児休業制度とは

- ◆1歳に満たない子を養育する労働者は、**男女を問わず**、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

子が1歳になる日まで両親のどちらかが育児休業をしており、保育所に申し込みをしているが入所できないなど一定の場合には、1歳6ヶ月に達するまで(1歳6ヶ月到達時点で更に休業が必要な場合は2歳まで)を限度として、会社に申し出ることにより、育児休業ができます。

■育児休業を取ることができる人は

正社員だけではなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取ることができます。

妻が専業主婦や産後休業中であっても、男性労働者も育児休業を取得することができます(子の出生後8週間以内の期間に1回取得した場合は、特別な事情がなくても再度の取得ができます)。

- ◆休業取得を申し出た時点において、子が1歳6ヶ月(2歳までの育児休業の申出の場合は2歳)に達する日までに、労働契約(更新される場合には、更新後の契約)の期間が満了することが明らかでない場合、労働者は育児休業を取得することができます。

■育児休業を取るための手続

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1ヶ月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。規定がない場合でも育児・介護休業法によって請求ができます。1歳から1歳6ヶ月まで(又は2歳まで)の育児休業については、休業開始予定日から希望どおりに休業するには、その2週間前までに申し出てください。

【幼児を育てながら働き続けるために】

■勤務時間短縮等の措置(育児・介護休業法第23条)

3歳に満たない子を育てる労働者については、勤務時間短縮の措置(1日の所定労働時間を原則として6時間とする制度)を講じなければならないことになっています。会社の規定がどのようになっているのか確認しましょう。

■子の看護休暇(育児・介護休業法第16条の2)

小学校の入学前の子を養育する労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年に5日まで(子が2人以上の場合は1年に10日まで)病気やけがをした子の看護のために休暇を取得することができます。(有給か無給かは会社の定めによります。)

■時間外労働、深夜業の制限(育児・介護休業法第17条・第18条)

小学校入学前の子を養育する一定の労働者から請求があった場合には、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならないことになっています。また、深夜(午後10時から午前5時まで)において労働させてはならないことになっています。